### 貴重種情報の取扱いに関する京都市環境影響評価審査会運営要領の見直しについて

京都市域内における貴重な植物及び動物に係る生育,生息に関する情報(以下,「貴重種情報」という。)の取扱いについては,京都市環境影響評価等に関する条例施行規則第28条の規定に基づき制定された京都市環境影響評価審査会運営要領(以下,「要領」という。)に定めがある。

要領においては、貴重種情報に関して、京都市環境影響評価審査会(以下、「審査会」という。)は、

- 会議を非公開とすることができる
- 会議の議事録を非公開とすることができる
- こととなっている。(要領は裏面に掲載)

改正された京都市環境影響評価等に関する条例(以下,「改正条例」という。)が施行される平成25年4月1日以降,配慮書案等がインターネットによる公開の対象となることから, 当該図書に貴重種情報が掲載されていた場合,これまで以上に容易に乱獲等を引き起こす可能性がある。

このため、改正条例の施行に併せて要領を見直し、審査会においては配慮書案等への貴重 種情報の掲載の適否について、その都度判断をお願いする予定である。

#### 想定される貴重種情報の取扱い(計画段階環境配慮手続)

# 情報入手 → 条例対象事業者(以下,「事業者」という。)が,配慮書案作成の段階で, 貴重種情報を把握している場合

- ① 本市との事前協議の段階で、貴重種情報を配慮書案から切り離し、別冊配慮書案として提出するよう指導
- ② 別冊配慮書案のみ非公開

# 情報入手 → 市民意見により、貴重種情報が提供される場合

- ③ 審査会において,
  - □ 別冊配慮書案
  - □ 市民意見で寄せられた貴重種情報

の内容について審議頂き, 当該情報の配慮書への掲載条件について決定

- ④ 審査会の決定に従い、事業者が配慮書を作成するよう本市が事業者に対し指導
- (注) 事業アセスメント手続においては、配慮書案を準備書に、配慮書を評価書に読み替える。

## 京都市環境影響評価審査会運営要領 ---

(平成12年4月6日 審査会会長決定)

(趣 旨)

第1条 この要領は、京都市環境影響評価等に関する条例施行規則(以下「規則」という。) 第28条の規定に基づき、審査会の運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、京都市環境影響評価等に関する条例(以下「条例」 という。)及び規則において使用する用語の例による。

(調査及び審議)

- 第3条 審査会は、調査及び審議を行うに当たり、必要に応じ現地調査を行う。
- **2** 委員は、調査及び審議に関し、会議のほか、会長に書面を提出することにより、意見を述べることができる。

【追加文案】審査会は、情報を公にすることにより種の保全及び良好な環境の保全の支障となる可能性が高い 市域の貴重な植物及び動物に係る生育、生息に関する情報についての公開範囲について審議を行う。

(小委員会)

- 第4条 審査会は、方法書又は準備書についての審議に当たって、環境影響評価等の対象となる項目(以下「環境要素」という。)についての詳細な検討を行うため、必要に応じて当該環境要素に係る小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会は、会長が指名する委員をもって構成する。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、個別案件に係る審議に関する会議であって、貴重な動植物の生息、生育情報など、会議を公開することにより審査会の公正かつ円滑な審議が損なわれると認められるため公開しない旨の審査会の議決がなされたときは、当該会議を非公開とすることができる。

(議事録の作成)

- 第6条 会議が開催されたときは、議事録を作成する。
- 2 議事録の確認は、会長又は会長が指名する委員が行う。

(議事録の公開)

- **第7条** 議事録は、公開とする。ただし、次に掲げる事項であって、公開しない旨の審査 会の議決がなされた部分は、非公開とすることができる。
  - (1) 貴重な植物及び動物に係る生育、生息に関する情報であって、公にすることにより種の保全及び良好な環境の保全の支障となると認められる部分
  - (2) 事業者等から公にしないことを条件として、任意に提出された情報であって、承諾なく公にすることにより、事業者等との協力関係又は信頼関係を害すると認められる部分
  - (3) その他公表することにより、公平かつ円滑な審議の支障となると認められる部分

(部 会)

第8条 規則第25条に規定する部会の運営に係る規定は,第3条及び第5条から前条までの規定を準用する。